

国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程
No.229/PMK.04/2017

第 1 章
総則

第 1 条
改正版

第 2 章
特惠税率及び原産地規則

第 1 部
特惠税率

第 2 条
改正版

第 3 条
改正版

第 2 部
原産地規準

第 4 条

(1) 第 3 条 (2) 項 a に規定の原産地規準には下記を含む：

- a. 完全に 1 加盟国で取得或いは生産された物品(Wholly Obtained /Wholly Produced)、又は
- b. 1 加盟国で完全には得られず、又は生産されない産品 (Not Wholly Obtained or Produced)

(2) (1) 項 b に規定の原産地規準に含まれるのは：

- a. 1以上の加盟国の原産(originating)材料のみを利用して加盟国で生産された物品
- b. 生産工程で非原産 (non originating) 材料を利用し、最終製品が下記に該当する物品：
 - 1.地域或いは二国調達分が一定の値(%)に達している、或いは
 - 2.非原産材料の調達分が一定の値(%)を超えない
- c. 生産工程で非原産材料を利用し、非原産材料全体が下記を含む分類の変更 (Change in Tariff Classification/CTC) を伴う場合：
 - 1.Change in Chapter (CC)、すなわち HS で2桁(類)の変更
 - 2.Change in Tariff Heading (CTH)、すなわち HS で4桁(項)の変更、或いは
 - 3.Change in Tariff Sub Heading (CTSH)、すなわち HS で6桁(号)の変更、及び/或いは
- d. 第2条(2)項に規定の国際条約又は規約に基づき定められた規定に基づく PSR リストに含まれる物品

第2部 移送規準

第5条

- (1) 第3条(2)項bに規定の移送規準は下記を含む：
 - aCOO 発給加盟国から関税領域に直送される輸入品、又は
 - b加盟国領域を経由して移送される輸入品、又は
 - c加盟国以外の領域を経由しないで移送される輸入品
- (2) 輸入品は、下記の条件に基づき、他国を経由して COO 発行加盟国から移送可能：
 - a経由及び/又は積替が地理又は移送要件に関連する特別な考慮のみを理由としている
 - b当該品は経由及び/又は積替国で売買又は消費されない、又は
 - c積卸及び物品を良好な状態に保持することを目的としたその他の措置以外に生産工程を経ない

第6条

- (1) 第5条(2)項に規定の移送規則を満たすために：
- a 輸入業者
 - b TPB 運営者/事業者
 - c PLB 運営者/事業者、又は
 - d 第2条(4)項dの3に規定の自由地域における事業者
- は、輸入される物品が移動基準を満たしている旨を証明した書類を税関官吏に提出すること
- (2) 第5条に規定の移送基準及び(1)項に規定の書類の種類に関する詳細は、添付書類I及びIIに記載の通り。

第4部 手続き規則

第7条

- (1) 第3条(2)項cに規定の手続き規則は、COO 発給については下記の条件を満たすこと：
- a. COO の表面と Overleaf Notes を含め、特定の形式、枚数、書式により英語で発給
 - b. レファレンス番号、権限を有する官吏の署名、輸出加盟国の COO 発給機関の正式な印を記載
 - c. 第2条(2)項に規定の国際条約又は規約に輸出業者にも COO の署名を義務付けている場合、輸出業者が署名
 - d. 特定の期限付きで発給
 - e. COO が2以上の種類の物品の場合、物品の種類ごとに原産地規準を記載
 - f. COO の各欄は Overleaf Notes の記入条件に基づき記入
 - g. 添付書類I及びIIに記載の COO 発行に関する規定に基づき、COO は船積日又は輸出日前、その時点又はそのあとすぐに発給が可能。
 - h. 船積日又は輸出日後すぐに発給されない COO には、添付書類I及びIIに記載の COO 発給に関する規定に基づき、“ISSUED RETROACTIVELY”或いは“ISSUED RETROSPECTIVELY”の印/表示/スタンプを記載、及び
 - i. COO は発給日から1年間有効。

- (2) 輸入手続きのために税関官吏に提出する前に COO が亡失或いは損傷した場合、COO 発給機関は下記の条件に基づきかわりの COO の発給が可能：
- a. COO 発給は、(1) 項の規定を満たす
 - b. 添付書類 I に記載の印/表示/スタンプ付与規程に基づき、COO の用紙に”Certified True Copy” 印/表示/スタンプを付与
 - c. 発給は、亡失或いは損傷した COO 発給日から最長 1 年、及び
 - d. かわりの COO は、亡失或いは損傷した COO の日付及びレファレンス番号を記載すること
- (3) COO の記入ミスがあった場合、記入内容の修正は、輸入税関申告書の提出前に下記の方法で行う：
- a. 新規 COO の発給、又は
 - b. 下記の条件に基づき、修正
 1. 誤ったデータに取り消し線 (striking out)
 2. 正しいデータを追加、及び
 3. 修正印/スタンプを付与し、官吏の署名/簡易署名により認証
 - c. Bill of Lading 又は Airway Bill に発給日及び輸送設備への荷積日がある場合、船積日又は輸出日は、輸送設備への荷積日時点とする。

第 8 条

改正版

第 9 条

改正版

第 10 条

- (1) 第 2 条に規定の特恵税率を利用するために、輸入業者は下記の義務を負う
- a. COO 又は Invoice Declaration 原本を提出
 - b. 利用する国際条約又は規約スキームに基づき、正しく便宜コードを記載、及び
 - c. 輸入申告書に正しく COO 又は Invoice Declaration の番号及び日付を記載

- (2) イエローレーン又はレッドレーン分類に含まれる輸入業者は、COO 又は Invoice Declaration 及び COO 調査通関関連書類の提出は、下記の条件に基づき税関事務所に行う：
- a. 1 週間 7 日 24 時間通関サービスを提供している税関事務所として定められている税関事務所は、COO 又は Invoice Declaration 及び COO 調査通関関連書類の提出は、輸入申告書がイエローレーン通知書 (SPJK) 又はレッドレーン通知書 (SPJM) を受けた翌日 12 時までに行う
 - b. 1 週間 7 日 24 時間通関サービスを提供している税関事務所としてまだ定められていない税関事務所は、COO 又は Invoice Declaration 及び COO 調査通関関連書類の提出は、輸入申告書がイエローレーン通知書 (SPJK) 又はレッドレーン通知書 (SPJM) を受けた翌営業日の 12 時までに行う
- (3) グリーンレーン分類に含まれる輸入業者は、COO 又は Invoice Declaration 及び COO 調査通関関連書類の提出は、下記の条件に基づき税関事務所に行う：
- a. 1 週間 7 日 24 時間通関サービスを提供している税関事務所として定められている税関事務所は、COO 又は Invoice Declaration 及び COO 調査通関関連書類の提出は、輸入申告書が搬入承認書 (SPPB) を受けてから 3 日以内に行う
 - b. 1 週間 7 日 24 時間通関サービスを提供している税関事務所としてまだ定められていない税関事務所は、COO 又は Invoice Declaration 及び COO 調査通関関連書類の提出は、輸入申告書が搬入承認書 (SPPB) を受けてから 3 営業日以内に行う
- (4) 通関主要パートナー又は Authorized Economic Operator(AEO)として定めを受けた輸入業者の場合、(1)項 a に規定の COO 又は Invoice Declaration の原本は PIB が SPPB を受けてから 5 営業日以内に税関事務所の税関官吏に提出する義務を負う。
- (5) 第 2 条に規定の特恵税率を受けるために、TPB 運営者/事業者は下記の義務を負う：
- a. TPB に蔵置するための輸入申告書が SPPB を受けてから 3 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration の原本及び COO 調査通関関連書類を TPB を監督する税関事務所に提出、
 - b. TPB 運営者/事業者が通関主要パートナー又は AEO として定めを受けている場合、TPB に蔵置するための輸入申告書が SPPB を受けてから 5 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration の原本及び COO 調査通関関連書類を TPB を監督する税関事務所に提出

- c. 利用する国際条約又は規約スキームに基づき正しく便宜コードを記載、及び
 - d. TPB に蔵置するための輸入申告書に COO 又は Invoice Declaration の番号及び日付を記載
- (6) 第 2 条に規定の特恵税率を受けるために、PLB 運営者/事業者は下記の義務を負う：
- a. PLB に蔵置するための輸入申告書が SPPB を受けてから 3 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration の原本及び COO 調査通関関連書類を PLB を監督する税関事務所に提出、
 - b. PLB 運営者/事業者が通関主要パートナー又は AEO として定めを受けている場合、PLB に蔵置するための輸入申告書が SPPB を受けてから 5 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration の原本及び COO 調査通関関連書類を PLB を監督する税関事務所に提出
 - c. 利用する国際条約又は規約スキームに基づき正しく便宜コードを記載、及び
 - d. PLB に蔵置するための輸入申告書に COO 又は Invoice Declaration の番号及び日付を記載
- (7) 第 2 条に規定の特恵税率を受けるために、第 2 条 (4) 項 d の 3 に規定の自由地域における事業者は下記の義務を負う：
- a. 関税領域外から自由地域への搬入用 PPFTZ-01 が SPPB を受けてから 3 営業日以内に、COO 又は Invoice Declaration の原本、関税領域外から自由地域への搬入用 PPFTZ-01 プリントアウト及び COO 調査通関関連書類を書類調査を行う税関事務所に対し提出
 - b. 利用する国際条約又は規約スキームに基づき正しく便宜コードを記載、及び
 - c. 関税領域外から自由地域への搬入用 PPFTZ-01 に COO 又は Invoice Declaration の番号及び日付を記載
- (8) (1) 項から (7) 項までに規定の COO 原本に含まれるのは：
- a. 輸入される物品の COO の原本
 - b. Back-To-Back COO の原本
 - c. COO が船積日又は輸出日後の特定期間を超えて発給される場合、Issued Retroactively 或いは Issued Retrospectively “COO 原本
 - d. COO 原本が亡失或いは損傷の場合、COO の Certified True Copy 原本、又は

- e. 第7条(3)項に規定の修正済みの a,b,c,d に規定の COO 原本
- (9) (2) 項から (7) 項に規定の COO は、下記が：
- a. PIB
 - b. TPB に蔵置用の PIB
 - c. PLB に蔵置用の PIB、又は
 - d. 関税領域外から自由地域への搬入用の PPFTZ-01

税関事務所から登録番号を取得時点でまだ有効であること

第 10A 条
改正版

第 11 条
改正版

第 11A 条
改正版

第 12 条

- (1) 税関事務所の税関官吏は、第2条に規定の輸入品の特惠税率適用の枠組みにおいて COO、Invoice Declaration 又は e-Form D の調査を行う。
- (2) (1) 項に規定の COO、Invoice Declaration 又は e-Form D に対し、下記の実施が可能：
 - a 関税消費税総局地方事務所、税関主要サービス事務所又は税関監査及び再調査の責務を有する関税消費税総局のユニットによる再調査、又は
 - b 税関監査及び再調査の責務を有する関税消費税総局のユニットによる税関監査

第 13 条
改正版

第 14 条

- (1) COO が拒絶され、特惠税率が供与されない場合：
 - a 税関監査及び再調査の責務を有する関税消費税総局の局長

- b 関税消費税総局地方事務所長
- c 税関主要サービス事務所所長
- d 税関監督サービス事務所所長、又は
- e 指名を受けた税関官吏

は、第2条(2)項に規定の国際条約又は規約に定められた規定に基づく輸出国のCOO発給機関又は指名を受けた他の機関に対しCOO拒絶通知を出す。

- (2) (1)項に規定のCOO拒絶通知は、拒絶日から30日以内に、COOの写し又はスキャン書類を添付し、拒絶の理由を添えたうえで、特惠税率が供与できない旨の表明書を記載して通知する。
- (3) e-Form Dが拒絶され、特惠税率が供与されない場合：
- a 税関監査及び再調査の責務を有する関税消費税総局の局長
 - b 関税消費税総局地方事務所長
 - c 税関主要サービス事務所所長
 - d 税関監督サービス事務所所長、又は
 - e 指名を受けた税関官吏
- は、第2条(2)項に規定の国際条約又は規約に定められた規定に基づく輸出国のCOO発給機関又は指名を受けた他の機関に対しe-Form D拒絶通知を出す。
- (4) (3)項に規定のe-Form D拒絶通知は、e-Form D受理日から60日以内に、拒絶の理由を添えたうえで、ASWを通じて電子的に通知する。
- (5) ASW又はSKPのシステム障害又はエラーの場合、(4)項に規定の拒絶通知は、拒絶日から30日以内にe-Form Dのプリントアウトを添付し、拒絶の理由を添えたうえで、特惠税率が供与できない旨の表明書を記載して、COO発給機関又は指名を受けた他の機関に書面で通知する。

第15条

第13条(4)項に規定のCOO又はe-Form D又はInvoice Declarationに疑念がある場合：

- a 税関監査及び再調査の責務を有する関税消費税総局の局長
- b 関税消費税総局地方事務所長
- c 税関主要サービス事務所所長
- d 税関監督サービス事務所所長、又は
- e 指名を受けた税関官吏

は、第2条(2)項に規定の国際条約又は規約に定められた規定に基づき、COO 発給機関又は指名を受けたその他の機関に対し Retroactive Check 要請を行い、当該輸入品に対しては最恵国税率が適用される。

第16条

- (1) 第15条に規定の Retroactive Check の要請には、疑念の理由を述べ、COO 若しくは Invoice Declaration の写し若しくはスキャン書類又は e-Form D のプリントアウトを添え、下記を添付する：
 - a. COO、Invoice Declaration 又は e-Form D の正当性と内容の正確性に関する説明の要請、及び/又は
 - b. 関連の証拠の要請
- (2) (1) 項に規定の Retroactive Check 要請はランダムで実施が可能
- (3) (2) 項に規定のランダムの Retroactive Check 要請は、第2条(2)項に規定の国際条約又は規約に定めた規定に基づき、下記の者が行う：
 - a. 税関監査及び再調査の責務を有する関税消費税総局の局長
 - b. 関税消費税総局地方事務所長
 - c. 税関主要サービス事務所所長
 - d. 税関監督サービス事務所所長、又は
 - e. 指名を受けた税関官吏
- (4) Retroactive Check 要請は、回答に関連する証拠類が添付されていない、又は税関官吏が十分納得できない場合には、第2条(2)項に規定の国際条約又は規約で定められた規定に基づき合意した期間に留意しつつ2回以上実施が可能。
- (5) Retroactive Check 要請の回答が第2条(2)項に規定の国際条約又は規約で定められた規定に基づき定められた期間内に受理されない場合、COO、e-Form 又は Invoice Declaration は無効となる。

第17条 改正版

第18条

- (1) Retroactive Check 要請及び Verification Visit 実施に関与する者は情報秘密を保持すること。
- (2) (1) 項に規定の情報は、原産地規則関連の調査及び取締りを行う権限を有する機関のみが開示可能。

第 19 条

- a COO はわずかな相違 (minor discrepancies) がある場合にも引き続き正当とみなす。
- b (1) 項に規定のわずかな相違に含まれるのは：
 - a. COO 調査通関関連書類によってその正当性が把握可能な限り、COO の誤植或いは綴りミス
 - b. COO の記入欄へのチェックマーク或いはクロスチェックマーク（手書き、印刷いずれの場合にも）の利用の相違、当該マークのサイズの違い
 - c. COO と見本にある署名との小さな相違
 - d. COO と COO 調査通関関連書類との（重量、長さの形で可能な）計量単位の違い
 - e. 利用する紙のサイズの小さな相違
 - f. COO 記入に利用されるインクの色の小さな相違、及び/或いは
 - g. 物品が同じであると証明可能な限り、COO 又は Invoice Declaration と COO 調査通関関連書類の物品の説明にかかる小さな相違

第 20 条 改正版

第 21 条

- (1) 特恵税率は下記に物品に供与可能：
 - a 展示会目的での輸入
 - b 第 5 条 (2) 項に規定のさらなるプロセスがない、及び当該物品が関税消費税総局の監視下にある、及び/又は
 - c 加盟国での展示会時及び/又は後に販売
- (2) (1) 項に規定の特恵税率は、第 2 条 (2) 項に規定の国際条約又は規約に定められた規定に基づき使用のための輸入用申告書提出時に適用される。

第 22 条

特恵税率適用のための原産地規則調査の実施ルールは：

- a 自己申告制度を利用した ATIGA スキーム
- b TPB 及び PLB からの使用のための物品輸入、及び
- c 自由地域から TLDDP への物品搬入

については、本大臣規程のと切り離すことのできない一部である添付書類 II に記載の通り。

第 3 章 罰則規定

第 23 条

- (1) COO、Invoice Declaration 又は e-Form D の Retroactive Check 要請の回答が偽り又は偽造とされた場合、当該輸入業者に対しては輸入品搬出レーンレベルの評価が行われる。
- (2) (1) 項に規定の評価は、下記のところまで実施される：
 - a 当該輸入業者が偽造行為に関与/実施が証明された、又は
 - b 当該輸入業者が偽造行為に関与/実施していないことが証明された
- (3) (1) 項に規定の COO、Invoice Declaration 又は e-Form D は下記に該当する場合、偽り又は偽造とされる：
 - a Retroactive Check 要請の回答が、COO、Invoice Declaration 又は e-Form D が発行されたことがない旨を表明
 - b Retroactive Check 要請の回答が、COO、Invoice Declaration 又は e-Form D のデータの変更が COO 発給機関に承認されていない旨を表明
- (4) 輸入業者が (2) 項 a に規定の COO、Invoice Declaration 又は e-Form D の偽造行為に関与又は実施したことが証明された場合、関税分野の法規に基づき偽造行為を処理する。

第 24 条

- (1) 税関官吏は、COO、Invoice Declaration 又は e-Form D の Retroactive Check 要請の回答が偽り又は偽造とされた場合、第 2 条 (2) 項に規定の国際条約又は規約に定める規定に基づき、問題解決のために偽り又は偽造とされた COO、Invoice Declaration 又は e-Form D の発給機関の加盟国と調整する。
- (2) (1) 項に規定の調整の結果、輸出業者が偽造行為に関与又は実施したとされた場合、当該輸出業者に由来する輸入に対しては 2 年間特惠税率が供与されない。
- (3) 輸出業者が、輸入業者も偽造行為に関与したことを証明できる場合、当該輸入業者は関税分野の法規に基づき処理する。
- (4) (2) 項に規定の期間終了後、当該輸出業者からの COO、Invoice Declaration 又は e-Form D には、輸入物品搬出レーンレベル評価に利用するために詳細調査を行う。

第 4 章 雑則

第 25 条

COO、Invoice Declaration 又は e-Form D が COO 発給機関によって取り消される場合、その COO、Invoice Declaration 又は e-Form D には、第 2 条 (2) 項に規定の国際条約又は規約に定める規定に基づく特惠税率は供与されない。

第 5 章 結びの規定

第 26 条

本大臣規程の規定は、本大臣規程発効日以降、税関手続きを行う税関事務所から登録番号及び日付を取得済みの輸入申告書類の輸入物品に対して有効。

第 27 条

自己申告制度を利用した ATIGA スキームにおける関税率適用に関する財務大臣規程 No.178/PMK.04/2013 に基づく自己申告制度を利用した ATIGA スキーム内の関税率の適用は、本大臣規程に矛盾しない及び/又は本大臣規程でまだ定めがない限り引き続き有効。

第 27A 条
改正版

第 28 条

本大臣規程発効開始時点において、国際協定又は規約の枠組みにおける関税率の課税手順に関する財務大臣規程 No.205/PMK.04/2015（官報 2015 年 1729 号）は取り消し無効となる。

第 29 条

本大臣規程は、法制化の日から 30 日後に発効する。

すべての人に知らしめるため、本大臣規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載する。

2017 年 12 月 29 日、ジャカルタにて制定
財務大臣
スリ・ムリヤニ・インドラワティ

2017 年 12 月 29 日、ジャカルタにて法制化
法務人権省
法務総局長
ウィドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2017 年 1980 号

添付書類 II

A. 自己申告 (Self Certification) 制度を利用した ATIGA の枠組みにおける原産地規則調査

I. 総則

1. ATIGA の枠組みにおける関税率決定に関する財務大臣規程の中で額が定められた特惠関税は、ATIGA の枠組みにおける原産地規則を満たしている限り、Invoice Declaration を利用した輸入に対し供与が可能。
2. 2nd SCPP の MoU 参加加盟国が提出したデータに基づき、公認輸出業者リストは、ASEAN 事務局が回覧する。
3. 公認輸出業者リストは下記から構成される：
 1. 会社名
 2. 会社登録番号
 3. 会社住所
 4. Invoice Declaration 署名者名リストと署名の見本、各社 3 人まで
 5. 確認番号、発行日及び公認輸出業者有効期間 (Certified Exporter Authorization Code)、及び
 6. Invoice Declaration を利用できるようにするために確認済みの公認輸出業者が作成した物品リスト (list of product)
4. 本大臣規程の自己申告利用に関する規定は、2nd SCPP の MoU 参加加盟国、すなわちフィリピン、ラオス、タイ及びベトナムに限り有効。

b 原産地規準

自己申告制度が適用される物品の原産地規準は、本大臣規定の添付書類 I の A に記載の ATIGA スキームの中で定められた規定に従う。

c 直送規準

輸入品の移送を 1 以上の非加盟国を経由又は積替する場合、直送規準は、下記の書類で証明が可能：

1. 輸出国で発行した Through Bill of Lading 又はその他の移送書類、関税領域までの経路又は積替を含む輸出国からのすべての工程を示す
2. 輸出加盟国の公認輸出業者が作成した Invoice Declaration、及び
3. 本大臣規程の第 5 条(2)項又は添付書類 I の A の II の 2 の充足を証明

したその他の関連書類

d 手続き規定

1. Invoice Declaration 発行規定

Invoice Declaration 発行規定充足調査に含まれるのは：

- a " The exporter of the product(s) covered by this document (Certified Exporter Authorization Code) declares that) except where otherwise clearly indicated) the products (HS Code/ s)) satisfy the Rules of Origin to be considered as ASEAN Originating Products under ATIGA (A SEAN country of origin:) with origin criteria:). Signature over Printed Name of the Authorized Signatory}}の文章を用いて輸出品が原産地規準を満たしている旨の公認輸出業者からの表明書があること
- b Invoice Declaration は、物品原産地の充足を特定できるように物品の種類の説明は明確かつ詳細に記載すること
- c Invoice Declaration の原産地表明は、公認輸出業者リストに記載の者が署名すること
- d Invoice Declaration のスペースが、全物品の記載に十分でない場合、物品分類、原産地規準、署名及び Invoice Declaration 署名者リストに記載の人の名前を添えた物品の説明を記載した追加用紙を利用可能。
- e Invoice Declaration は、原産地決定用に 12 か月間有効である。ただし、Invoice Declaration が第 10 条(2)項から(7)項に規定の輸入税関申告書提出時に提出されていること、及び
- f Invoice Declaration は、公認輸出業者リストの物品リストに記載の特定物品については 2nd SCPP の参加加盟国の公認輸出業者が発行する。

2. Back-to-Back COO の調査

2 番目の輸出加盟国の公認輸出業者は、Back-to-Back Invoice の発行はできない。

3. 第三者インボイスの調査

公認輸出業者は、第三者インボイスメカニズム内の Invoice Declaration を利用できない。

e Retroactive Check と Verification Visit の要請

1. Retroactive Check の要請

Retroactive Check の要請は下記の規定に基づき実施する：

- a Invoice Declaration の写し又はスキャン書類を添付し、Invoice Declaration の疑念の理由を記載し、COO 発給機関あてに Retroactive Check 要請を行う。ただし、Retroactive Check をランダムで行う場合、及び原産証明のために必要な情報、記録、証拠又は関連データの要請の場合はこの限りではない。
- b Retroactive Check 要請にかかる回答は、関税法に基づき総局長による関税率決定手続きを考慮しつつ、要請受理から 90 日以内に税関官吏が受理すること。
- c Retroactive Check 要請の回答を要請送付日から 180 日以内に受理しない場合、Invoice Declaration は無効となる。

2. Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a 輸入加盟国は下記を行うこと：
 - 1) 下記の者に対し書面で通知を行う：
 - a) 輸出加盟国で Invoice Declaration を発行した公認出業者
 - b) COO 発給機関
 - c) 輸出加盟国の税関
 - d) 検認を受ける Invoice Declaration に関連する輸入業者
 - 2) a の 1) に規定の書面による通知は、下記の情報を記載する：
 - a) Verification Visit 実施を要請する税関官吏名
 - b) 訪問予定の公認輸出業者名
 - c) Verification Visit 日予定
 - d) 検認する物品のレファレンスを含む、Verification Visit の範囲予定、及び
 - e) Verification Visit を実施する官吏名と名前
 - 3) 訪問予定の公認輸出業者からの書面の承認を得る
- b a の 3) に規定の書面の承認を通知受理から 30 日以内に得られない場合、Invoice Declaration は却下とされる。
- c Verification Visit は書面の承認を受理してから 60 日以内に行うこと
- d 関連物品が原産地規則を満たしているとされた場合、Invoice Declaration は受理とされる。
- e Invoice Declaration を受理又は却下の決定は、a の 3) に規定の書面の許可受理から 180 日以内に行う。

f 輸入税関申告書の記入規則

1. PIB/BC2.0 の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の規則の通り PIB に特惠税率コード、レファレンス番号及び Invoice Declaration の日付を記入する：

- a PIB が ATIGA スキームのみを利用する場合、輸入業者は、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、ATIGA 特惠関税コード、すなわち 06、公認輸出業者番号及び確認日（Certified Exporter Authorization Code）の記載義務を負う
 - b PIB が ATIGA スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 06 を、公認輸出業者番号及び確認日（Certified Exporter Authorization Code）は、税関補助書類書類/PIB 輸入便宜充足添付シートに記載することが義務付けられる
 - c インボイス番号は PIB の 15 欄に記載
2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、本大臣規程の添付 II の A で別途定める。
3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、本大臣規程の添付 II の A で別途定める。
4. PPFTZ-01 の記入は本大臣規程の添付 II の C で別途定める。

VII.原産地規則に関連するその他の規定

原産地規則に関連するその他の事項、すなわち：

- 1. 累積
- 2. 最低工程及び作業（Minimal Operation）
- 3. De Minimis
- 4. パッケージの取り扱い、及び
- 5. 付属品、スペアパーツ及び設備

は、本大臣規程添付書類 InoA に記載の条件に基づき実施する。

B. TPB 及び PLB 用の特惠関税適用手順に関連する手続き規則

1. TPB 用の特惠関税適用手順に関連する手続き規則

1. COO を利用した TPB への物品搬入規則

a TPB に蔵置するための輸入申告書 BC2.3 記入規則

特惠関税を受けるために、TPB 運営者/事業者は下記の義務を負う：

- 1) COO の番号及び日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付を記載し、本大臣規程の添付書類 I 及び II に記載の国際条約又は規約に基づく特恵関税便宜コードを記入
 - 2) BC2.3 が国際条約又は規約スキームを 1 つのみ利用する場合、特恵関税便宜コード、レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付は、BC2.3 の 17 欄及び /又は 34 欄に記載
 - 3) BC2.3 が国際条約又は規約スキームを 1 つを超えて利用、及び/又は他の便宜を利用する場合、BC2.3 の 17 欄にコード 99 を記入し、「添付書類参照」と記入。レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付は、BC2.3 の 34 欄及び書類及び決定書/承認用の BC2.3 添付書類用紙に記載
 - 4) BC.2.3 搬入承認書 (SPPB) の日から 3 営業日以内に、COO 又は Invoice Declaration 原本、BC2.3 のプリントアウト及び通関関連書類を書類調査を行う税関官吏に提出する
 - 5) 通関主要パートナー又は AEO 認定を受けている TPB 運営者/事業者については、SPPB BC2.3 の日から 5 営業日以内に、COO 又は Invoice Declaration の原本、COO 調査通関関連書類を TPB を監督する税務署に提出
 - 6) TPB 運営者/事業者が 3 営業日以内に COO 若しくは Invoice Declaration を提出しない場合、又は COO 若しくは Invoice Declaration が却下される場合、特恵関税は供与されない、及び
 - 7) 通関主要パートナー又は AEO 認定を受けている TPB 運営者/事業者が 5 営業日以内に COO 若しくは Invoice Declaration を提出しない場合、又は COO 若しくは Invoice Declaration が却下される場合、特恵関税は供与されない
- b 監督を行う税関事務所の税関官吏は、COO 又は Invoice Declaration の原本、BC.2.3 のプリントアウト及び通関関連書類を調査する
- c 税関官吏が COO 又は Invoice Declaration の受理を決定する場合、税関官吏は、COO が当該 BC2.3 の特恵関税決定のための条件を満たしている旨を BC.2.3 及び SKP に付記する。
- d COO に疑念がある場合、税関官吏は Retroactive Check 要請をし、BC.2.3 及び SKP に確認ステイタスを付記する。

- e COO 発給機関からの **Retroactive Check** 要請の回答に税関官吏が十分納得できる場合、書類調査を行う税関官吏は、COO が特恵関税決定のための条件を満たしている旨を **BC.2.3** 及び **SKP** に付記する。**Retroactive Check** 要請の回答が各国際条約又は規約に定める期間内に受理できない場合、COO は拒絶され、特恵関税は受けられない。
- f COO が拒絶される場合、監督を行う税関事務所の税関官吏は、COO が特恵関税を受けるための条件を満たしていない旨を **BC.2.3** 及び **SKP** に付記し、当該情報を **TPB** 運営者/事業者に通知する。税関事務所の所長又は指名を受けた官吏は、COO 発給機関に書面で COO 拒絶通知を送付する。

2. COO を利用して搬入した物品の **TPB** から **TPB** への搬出規則

TPB から他の **TPB** に移送するための物品搬出申告書 **BC2.7** 記入規則

特恵関税を受けるために、**TPB** の運営者/事業者は下記の義務を負う

- a 本大臣規程の添付書類 **I** 及び **II** に記載の国際条約又は規約に基づき、COO の番号及び日付又は **Invoice Declaration** の公認輸出業者確認番号及び日付を記載
- b **BC2.7** が国際条約又は規約スキームを利用する場合、レファレンス番号及び COO の日付又は **Invoice Declaration** の公認輸出業者確認番号及び日付がすでに記載されている **TPB** への搬入時の物品原産地の **BC2.3** の番号及び日付を、**BC2.7** の **15b** 欄と **BC2.7** 輸入物品及び/材料データ添付書類用紙の **2** 欄に記載。**BC2.7** の **D** のヘッダーの移送目的に「譲渡 (pindah tangan)」と記入。
- c レファレンス番号及び COO の日付又は **Invoice Declaration** の公認輸出業者確認番号及び日付を **BC2.7** 輸入物品及び/材料データ添付書類用紙の **4** 欄に記載
- d COO 又は **Invoice Declaration** 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された **BC2.3** を **BC2.7** 書類申請と同じ日に書類調査を行う税関事務所の官吏に渡す。
- e **TPB** 運営者/事業者が COO 又は **Invoice Declaration** 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された **BC2.3** を提出しない場合、特恵関税は受けられない。

3. COO を利用して搬入した物品の **TPB** から **TLDDP** への搬出規則 (使用のための輸入)

TPB からの物品搬輸入申告書 **BC2.5** の記入規則

特恵関税を受けるために、TPB 運営者/事業者は下記の義務を負う：

- a COO の番号及び日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付を記載し、本大臣規程の添付書類 I 及び II に記載の国際条約又は規約に基づく特恵関税便宜コードを記入
- b BC2.5 が国際条約又は規約スキームを 1 つのみ利用する場合、特恵関税便宜コード、レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付は、BC2.5 の 17 欄及び /又は 29 欄に記載
- c BC2.5 が国際条約又は規約スキームを 1 つを超えて利用、及び/又は他の便宜を利用する場合、BC2.3 の 17 欄にコード 99 を記入し、「(数字とアルファベット) 輸出便宜 SKEP、追加用紙参照」と記入。レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付、国際条約又は規約便宜コードは、BC2.5 の 29 欄及び BC2.5 輸入物品及び/材料データ添付書類用紙の 2 欄に記載
- d COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された BC2.3 を BC2.5 書類申請と同じ日に書類調査を行う税関事務所の官吏に渡す。
- e TPB 運営者/事業者が COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された BC2.3 を提出しない場合、特恵関税は受けられない。

II.PLB 向けの特恵関税適用手順に関連する手続き規則

1. COO を利用した TPB への物品搬入規則

a. PLB における輸入品蔵置申告書 BC1.6 の記入規則

特恵関税適用を受けるために、PLB 運営者/事業者は下記の義務を負う：

- 1) COO の番号及び日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付を記載し、本大臣規程の添付書類 I 及び II に記載の国際条約又は規約に基づく特恵関税便宜コードを記入
- 2) BC1.6 が国際条約又は規約スキームを 1 つのみ利用する場合、特恵関税便宜コード、レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付は、BC1.6 の 25 欄及び /又は 35 欄に記載

- 3) BC1.6 が国際条約又は規約スキームを 1 つを超えて利用、及び/又は他の便宜を利用する場合、BC1.6 の 25 欄に国際条約又は規約便宜コードの記載の必要はなく、「(数字とアルファベット) その他の書類、追加用紙参照」と記入。レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付、国際条約又は規約便宜コードは、BC1.6 の 35 欄及び BC1.6 通関関連書類追加用紙に記載
 - 4) PLB SPPB の日から 3 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration 原本、BC1.6 プリントアウト及び通関関連書類を書類調査を行う税関事務所の税関官吏に提出する。
 - 5) 通関主要パートナー又は AEO 認定を受けている TPB 運営者/事業者については、SPPB BC1.6 の日から 5 営業日以内に、COO 又は Invoice Declaration の原本、COO 調査通関関連書類を PLB を監督する税務署に提出
 - 6) PLB 運営者、PLB 事業者又は PDPLB が 3 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration を提出しない場合、COO 又は Invoice Declaration は拒絶され、特惠関税は受けられない
 - 7) 通関主要パートナー又は AEO 認定を受けている TPB 運営者/事業者が 5 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration を提出しない場合、COO 又は Invoice Declaration は拒絶され、特惠関税は受けられない
2. 監督を行う税関事務所の税関官吏は、COO 又は Invoice Declaration の原本、BC1.6 のプリントアウト及び通関関連書類を調査する
 3. 税関官吏が COO 又は Invoice Declaration の受理を決定する場合、税関官吏は、COO が当該 BC1.6 の特惠関税決定のための条件を満たしている旨を BC.1.6 及び SKP に付記する。
 4. COO に疑念がある場合、税関官吏は Retroactive Check 要請をし、BC.1.6 及び SKP に確認ステータスを付記する。
 5. COO 発給機関からの Retroactive Check 要請の回答に税関官吏が十分納得できる場合、書類調査を行う税関官吏は、COO が特惠関税決定のための条件を満たしている旨を BC.1.6 及び SKP に付記する。Retroactive Check 要請の回答が各国際条約又は規約に定める期間内に受理できない場合、COO は拒絶され、特惠関税は受けられない。
 6. COO が拒絶される場合、監督を行う税関事務所の税関官吏は、COO が特惠関税を受けるための条件を満たしていない旨を BC2.6 及び SKP に

に付記し、当該情報を PLB 運営者/事業者に通知する。税関事務所の所長又は指名を受けた官吏は、COO 発給機関に書面で COO 拒絶通知を送付する。

2. COO を利用して搬入した物品の PLB から他の PLB への搬出規則

TPB から他の TPB に移送するための搬出申告書 BC2.7 記入規則

特恵関税を受けるために、PLB 運営者/事業者は下記の義務を負う：

- a 本大臣規程の添付書類 I 及び II に記載の国際条約又は規約に基づき、COO の番号及び日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付を記載
- b BC2.7 が国際条約又は規約スキームを利用する場合、レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付がすでに記載されている TPB への搬入時の物品原産地の BC1.6 の番号及び日付を、BC2.7 の 15b 欄と BC2.7 輸入物品及び/材料データ添付書類用紙の 2 欄に記載。BC2.7 の D のヘッダーの移送目的に「譲渡 (pindah tangan)」と記入。
- c レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付を BC2.7 輸入物品及び/材料データ添付書類用紙の 4 欄に記載
- d COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された BC1.6 を BC2.7 書類申請と同じ日に書類調査を行う税関事務所の官吏に渡す。
- e PLB 運営者/事業者が COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された BC1.6 を提出しない場合、特恵関税は受けられない。

3. COO を利用して搬入した物品の PLB から TLDDP への搬出規則 (使用のための輸入)

PLB からの物品輸入申告書 BC2.8 の記入規則

特恵関税を受けるために、輸入業者は下記の義務を負う：

- a COO の番号及び日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付を記載し、本大臣規程の添付書類 I 及び II に記載の国際条約又は規約に基づく特恵関税便宜コードを記入
- b BC2.8 が国際条約又は規約スキームを 1 つのみ利用する場合、特恵関税便宜コード、レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice

Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付は、BC2.8 の 22 欄及び /又は 37 欄に記載

- c BC2.3 が国際条約又は規約スキームを 1 つを超えて利用、及び/又は他の便宜を利用する場合、BC1.6 の 22 欄の国際条約又は規約便宜コードの記載は必要なく、「(数字とアルファベット) その他の書類、追加用紙参照」と記入。レファレンス番号及び COO の日付又は Invoice Declaration の公認輸出業者確認番号及び日付、国際条約又は規約便宜コードは、BC2.8 の 37 欄及び BC2.8 書類及び便宜要件充足追加用紙に記載
- d COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された BC1.6 を BC2.8 書類申請と同じ日に書類調査を行う税関事務所の官吏に渡す。
- e 輸入業者が COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された BC1.6 を提出しない場合、特恵関税は受けられない。

C. 自由地域向けの特恵関税適用手順に関連する手続き規則

1. COO を利用した自由地域への物品搬入規則

1. PPFTZ-01 の形での関税領域外に由来する物品の自由地域への税関申告書記入規則

特恵関税適用を受けるために、自由地域事業者は下記の義務を負う：

- a COO、e-Form D 又は Invoice Declaration の番号及び日付を搬入用 PPFTZ-0123 欄に記載。その他の通関関連書類が 2 以上ある場合、COO、e-Form D 又は Invoice Declaration の番号及び日付はその他の通関関連書類添付書類用紙に記載する。
- b 本大臣規程の添付書類 I 及び II に記載の国際条約又は規約に基づく特恵関税便宜コードを PPFTZ-01 の 40 欄に記載
- c 搬入用 PPFTZ-01 SPPB の日から 3 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration 原本、PPFTZ-01 プリントアウト及び通関関連書類を書類調査を行う税関事務所の税関官吏に提出する。
- d 輸入業者が 3 営業日以内に COO 又は Invoice Declaration を提出しない場合、COO 又は Invoice Declaration は拒絶され、特恵関税は受けられない

2. 税関官吏は、COO 又は e-Form D 又は Invoice Declaration、PPFTZ-01 プリントアウト及び通関関連書類を調査する。
3. 税関官吏が COO 又は e-Form D 又は Invoice Declaration の受理を決定する場合、税関官吏は、COO が当該 PPFTZ-01 の特惠関税決定のための条件を満たしている旨を PPFTZ-01 及び SKP に付記する。
4. COO に不安がある場合、税関官吏は Retroactive Check 要請をし、PPFTZ-01 及び SKP に確認ステータスを付記する。
5. COO 発給機関からの Retroactive Check 要請の回答に税関官吏が十分納得できる場合、書類調査を行う税関官吏は、COO が特惠関税決定のための条件を満たしている旨を PPFTZ-01 及び SKP に付記する。Retroactive Check 要請の回答が各国際条約又は規約に定める期間内に受理できない場合、COO は拒絶され、特惠関税は受けられない。
6. COO が拒絶される場合、税関官吏は、COO が特惠関税を受けるための条件を満たしていない旨を PPFTZ-01 及び SKP に付記し、当該決定情報を輸入業者に通知する。税関事務所の所長又は指名を受けた官吏は、COO 発給機関に書面で COO 拒絶通知を送付する。

II.COO を利用して自由地域へ搬入した物品の自由地域から TLDDP への搬出規則（使用のための輸入）

1. 自由地域から TLDDP に搬出される物品が、税関官吏により特惠関税利用承認を受けた自由地域への物品搬入 PPFTZ-01 に由来することを証明できる場合の TLDDP への物品搬出に関する規定
2. 関税領域外に由来する物品の自由地域からの搬出用 PPFTZ-01 の形での申告書記入規則

特惠関税を受けるために、特惠関税の利用が可能な事業者としての要件を満たした自由地域事業者は下記の義務を負う：

- a COO 若しくは e-Form 番号及び日付又は公認輸出業者確認番号及び日付を自由地域から TLDDP への搬出用 PPFTZ-01 の 23 欄に記載する。その他の通関関連書類が 2 以上ある場合、COO 若しくは e-Form 番号及び日付又は公認輸出業者確認番号及び日付はその他の通関関連書類添付書類用紙に記載する。
- b 本大臣規程の添付書類 I 及び II に記載の国際条約又は規約に基づく特惠関税便宜コードを PPFTZ-01 の 40 欄に記入
- c COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された自由地域への搬入用 PPFTZ-01 を搬出用 PPFTZ-01 書類申請と同

じ日に税関官吏に渡す。

- d 事業者が COO 又は Invoice Declaration 原本の書類調査を行った税関事務所の税関官吏の付記が施された自由地域への搬入用 PPFTZ-01 を提出しない場合、特恵関税は受けられない。
3. 税関官吏は、SKP の確認を行い、自由地域から TLDDP への物品搬出用 PPFTZ-01 と自由地域への物品搬入用 PPFTZ-01 を照合する。
 4. 自由地域から TLDDP への搬出用 PPFTZ-01 の物品が、税関官吏の承認を受けた自由地域への物品搬入用 PPFTZ-01 に由来することが証明できない場合、特恵関税は供与されない。
 5. 特恵関税が供与される場合、税関官吏は SKP に印を付与/搬出する物品の数量を記録する。